

市 簡易水道料金改定のお知らせ

令和元年11月(10月使用分)から簡易水道料金が変わります

令和元年11月(10月使用分)から簡易水道料金を次の表のとおり改定させていただきますことになりました。

水道事業は、独立採算を基本とし、皆さんからいただく水道料金としての収入で賄われており、これまでも経費の縮減を図ってまいりました。また、水道施設におきましても老朽化等に伴い計画的に改良を進めていますが、地理的にも建設コストが高いうえに少子高齢化や節水型社会への移行等、資金となる料金収入が減少したことなどにより、健全な経営が困難な極めて厳しい経営状況となっております。

今後とも市民のみなさんへの「安全・安心・おいしい水の安定供給」と「重要なライフライン維持」のため、業務を進めてまいりますとともに経営の効率化とコスト縮減など一層の経営努力を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

新旧簡易水道料金表

※消費税は含まれています(現行:8% 改定後:10%)

種別		現行				改定後			
		基本料金		超過料金 (1m ³)	メーター 貸付料 (13mm)	基本料金		超過料金 (1m ³)	メーター 貸付料 (13mm)
		基本水量	料金			基本水量	料金		
一般用	二見白島地区	8m ³	1,404円	151円	64円	8m ³	1,573円	169円	66円
	坂本町区域								
	東陽町河俣地区								
	泉町区域 (計量給水)								
	東陽町箱石地区	10m ³	936円	80円	64円				
臨時用 (工事等で一時的に使用)	上記地区	水量1m ³ につき			324円	水量1m ³ につき			363円
泉町放任給水地区		(定額制) 月額530円				(定額制) 月額600円			

■改定のポイント

▶ 新料金設定の考え方 ・ ・ ・ 必要な経費の50%を目途に料金設定します

今回の改定は、維持管理(人件費・動力費・薬品費・水質検査費・修繕費 他)、施設整備時の借入金返済に必要な経費などを賄える料金水準を目途としながら、50%を料金で回収することを主眼とし、設定させていただくものです。不足する50%については、市税などを充てています。

▶ 料金改定率 ・ ・ ・ ・ 最終的な平均改定率は10%となります

今回の料金改定による簡易水道事業全体の平均改定率です。

▶ 適用期日 ・ ・ ・ ・ 令和元年11月分(10月使用分)から適用します

簡易水道料金早見表

一般用

メーター口径：13mm

消費税 10%

基本料金：1,430円

超過料金：154円/m³

メーター貸付料：60円

使用水量	基本料金 A	超過料金 B	※ メーター貸付料 C	合計 D (A+B+C)	消費税 E	簡易水道料金 D+E (10円未満は切り捨て)
8 m ³ 以下	1,430 円	0 円	60 円	1,490 円	149.0 円	1,630 円
9 m ³	1,430 円	154 円	60 円	1,644 円	164.4 円	1,800 円
10 m ³	1,430 円	308 円	60 円	1,798 円	179.8 円	1,970 円
11 m ³	1,430 円	462 円	60 円	1,952 円	195.2 円	2,140 円
12 m ³	1,430 円	616 円	60 円	2,106 円	210.6 円	2,310 円
13 m ³	1,430 円	770 円	60 円	2,260 円	226.0 円	2,480 円
14 m ³	1,430 円	924 円	60 円	2,414 円	241.4 円	2,650 円
15 m ³	1,430 円	1,078 円	60 円	2,568 円	256.8 円	2,820 円
16 m ³	1,430 円	1,232 円	60 円	2,722 円	272.2 円	2,990 円
17 m ³	1,430 円	1,386 円	60 円	2,876 円	287.6 円	3,160 円
18 m ³	1,430 円	1,540 円	60 円	3,030 円	303.0 円	3,330 円
19 m ³	1,430 円	1,694 円	60 円	3,184 円	318.4 円	3,500 円
20 m ³	1,430 円	1,848 円	60 円	3,338 円	333.8 円	3,670 円
21 m ³	1,430 円	2,002 円	60 円	3,492 円	349.2 円	3,840 円
22 m ³	1,430 円	2,156 円	60 円	3,646 円	364.6 円	4,010 円
23 m ³	1,430 円	2,310 円	60 円	3,800 円	380.0 円	4,180 円
24 m ³	1,430 円	2,464 円	60 円	3,954 円	395.4 円	4,340 円
25 m ³	1,430 円	2,618 円	60 円	4,108 円	410.8 円	4,510 円
26 m ³	1,430 円	2,772 円	60 円	4,262 円	426.2 円	4,680 円
27 m ³	1,430 円	2,926 円	60 円	4,416 円	441.6 円	4,850 円
28 m ³	1,430 円	3,080 円	60 円	4,570 円	457.0 円	5,020 円
29 m ³	1,430 円	3,234 円	60 円	4,724 円	472.4 円	5,190 円
30 m ³	1,430 円	3,388 円	60 円	4,878 円	487.8 円	5,360 円

※メーター貸付料：口径によって料金が違います。口径別の料金は次のとおりです。

(13mm)60円 (20mm)110円 (25mm)120円 (40mm)220円 (50mm)1,200円

※工事等で一時的に簡易水道を使用する場合は、事前にご相談ください。

◆料金の算定方法 *10円未満は切り捨てになります

簡易水道料金 = (基本料金 + 超過料金 + メーター貸付料) × 消費税

◆料金の算出例

①使用水量が 8 m³ (1人世帯目安) 以下の場合

簡易水道料金 = (基本料金 + 超過料金 + メーター貸付料) × 消費税

1,630円 = (1,430円 + 0円 + 60円) × 1.10

②使用水量が 24 m³ (3人世帯目安) の場合

簡易水道料金 = (基本料金 + 超過料金 + メーター貸付料) × 消費税

4,340円 = (1,430円 + 154円 × (24m³ - 8m³) + 60円) × 1.10

お問合せ先

八代市水道局 (簡易水道係) TEL45-2214